

宝塚市インターネット公有財産売却 ガイドライン

第 1 公有財産売却の参加条件など

1. 公有財産売却の参加条件

(以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。)

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者

(参考:地方自治法施行令(抄))

(一般競争入札の参加者の資格)

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 32 条第 1 項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)に該当すると認められる者。

- (3) 暴力団員が役員(不当行為防止法第 9 条第 21 号ロに規定する役員をいう。以下同じ。)として、又は実質的に経営に関与している事業者

- (4) 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者(役員を除く。以下「監督責任者」という。)として使用し、又は代理人として選任している事業者
- (5) 次に掲げる行為をした事業者(事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。)
 - (ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
 - (イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
 - (ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
 - (エ) アからウまでに掲げるもののいずれかに該当するものであることを知りながら、これを相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用している事業者
- (6) 日本語を完全に理解できない方。ただし、その代理人が日本語を理解できる場合は除きます。
- (7) 宝塚市が定める本ガイドライン及び KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (8) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方
- (9) 一般競争入札に係る物品に関する事務に従事する宝塚市職員

2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとり宝塚市が執行する一般競争入札手続きの一部です。
- (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、以後3年以内で宝塚市が定める期間、宝塚市の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。なお、入札保証金の納付方法は、「クレジットカード」のみとなっています。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます。）上の公有財産売却の物件詳細画面や宝塚市において閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認したうえで公有財産売却に参加してください。

また、入札前に宝塚市が実施する現地説明会において、購入希望の財産を確認してください。

- (5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

ア 参加仮申し込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

イ 参加申し込み（本申し込み）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、宝塚市のホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書（以下、「申込書」といいます。）」を印刷し、必要事項を記入・押印し、次の書類を各1通添付（コピー可）し、宝塚市へ提出してください。郵送の場合は、申込締切日の消印まで有効とします。ただし、売却する公有財産によっては本申し込みの手続きを省略する場合があります。本申し込みの手続きが必要かどうかは参加を予定する入札に係る公告等により確認してください。

参加者が法人の場合：登記事項証明書（履歴事項全部証明書）及び印鑑登録証明書

参加者が個人の場合：公的機関が発行する証明書等で住所、氏名、生年月日が確認できるもの（住民票、在留カード、運転免許証、健康保険証、パスポートなど）及び印鑑登録証明書

※ 参加者が既に宝塚市の入札参加資格者名簿（建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品等のいずれの名簿）に登載されている場合は、証明書などの添付書類の提出は不要とします。

※ 証明書などの添付書類については、現在有効期間中又は3カ月以内に取得したものをコピーして提出してください。ただし、印鑑登録証明書は売買契約締結時に原本の提出が必要です。

※ 複数の物件について申し込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類である証明書等は各1通のみの提出で結構です。

- (6) 公有財産売却においては、特定の物件(売却区分)の売却が中止になること、若しくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3. 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など宝塚市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
- (2) 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。
- (3) 売却物件が自動車の場合、以下の規定についてご確認ください。
- (ア) 自動車NOx・PM法及び条例などの法令により、使用規制がある場合がありますので、事前に関係機関にご確認ください。
 - (イ) 宝塚市はその公有財産の引渡しを売払代金納付時の現状有姿で行います。
 - (ウ) 落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、移転登録(名義変更)の手続き等を行ってください。

4. 個人情報の取り扱いについて

公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

- (1) 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など(参加者が法人の場合は、商業登記簿に登録されている所在地、名称、代表者氏名)を公有財産売却の参加者情報として登録すること。
- (2) 入札者の公有財産売却の参加者情報及びログインIDに登録されているメールアドレスを宝塚市に開示され、かつ、宝塚市がこれらの情報を宝塚市公文書管理規則及び宝塚市公文書取扱規程に基づき、5年間保管すること。
- ・ 宝塚市から公有財産売却の参加者に対し、ログインIDで認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。
- (3) 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログインIDに紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。
- (4) 宝塚市は収集した個人情報等を、地方自治法施行令第167条の4第1項に定める参加条件の確認又は同条第2項に定める一般競争入札の参加者の資格審査並びに「宝塚市等の契約等からの暴力団の排除の推進に関する要綱」に基づき兵庫県宝塚警察署長に対し、本ガイドライン記載の「第1 公有財産売却の参加条件など」の「1. 公有財産売却の参加条件」の(2)及び(3)に関する照会を行うことを目的として利用すること。
- (5) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

第2 公有財産売却の参加申し込み及び入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたログイン ID のみ入札できます。

1. 公有財産売却の参加申し込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など(参加者が法人の場合は、商業登記簿に登録されている所在地、名称、代表者氏名)を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

・ 法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人代表者名でログイン ID を取得する必要があります。

2. 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第167条の7で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、宝塚市が売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに予定価格(最低落札価格)の100分の10以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、売却区分ごとにクレジットカードにより納付してください。売却区分ごとに、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面で確認してください。

ア 入札保証金には利息を付しません。

イ 原則として、入札開始2開庁日前までに宝塚市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

ウ 「クレジットカードによる納付」

入札保証金の納付は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。

参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託すること及び公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消さないことに同意するものとします。

また、参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、個人情報又は法人情報をSBペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、宝塚市のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入・押印し、参加者が法人の場合は、登記事項証明書(履歴事項全部証明書、写し可)、印鑑登録証明書(写し可)、参加者が個人の場合は、公的機関が発行する証明書(運転免許証写し、在留カード写し、保険証写し、パスポート写し等)又は住民票(いずれも、住所、氏名、生年月日が確認できる記載が必要、写し可)、印鑑登録証明書(写し可)を添付のうえ、宝

塚市に提出してください。(郵送の場合は、申込締切日の消印有効とします。また、参加者が既に宝塚市の入札参加資格者名簿(建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品等のいずれかの名簿)に登載されている場合は、証明書などの添付書類の提出は不要とします。)

- ・ 申込書の入札保証金納付方法欄には「クレジットカードによる納付」と記載しています。
- ・ VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。(各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります。)
- ・ 法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

(3) 入札保証金の没収

参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに宝塚市の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、地方自治法施行令第 167 条の 16 に定める契約保証金に全額充当します。

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1. 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログイン ID のみ、入札が可能です。入札は、一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

宝塚市は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2. 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、宝塚市は開札を行い、売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上で、かつ、最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名(名称)とみなします。

ア 落札者の告知

落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ 宝塚市から落札者への連絡

落札者には、宝塚市から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

- ・ 宝塚市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、宝塚市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。
- ・ 当該電子メールに表示されている整理番号は、宝塚市に連絡する際や宝塚市に書類を提出する際などに必要となります。

(2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3. 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

宝塚市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には宝塚市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、次の書類などを添付して宝塚市に直接持参又は郵送してください。ただし、宝塚市契約規則の規定により契約書の作成を省略する場合があります。

ア 必要な書類

市町村が発行する身分証明書(売却物件ごとに、落札者が個人の場合のみ提出の要否を事前にお知らせします。)

イ 売却の決定金額

落札者が入札した金額(落札価格)を売却の決定金額とします。(決定した売却金額の中には消費税相当額を含みます。また、売却物件が自動車の場合は、リサイクル料金も含みます。)

ウ 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったとき及び落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で18歳未満の方など、公有財産売却に参加できない者であったことが判明したとき、並びに宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第6号)に該当し契約を締結できなくなったときは、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還しません。

4. 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金(契約保証金に充当した入札保証金)を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに宝塚市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は次の方法で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに宝塚市が納付を確認することが必要です。

ア 宝塚市が用意する納付書による納付

イ 宝塚市が指定する銀行口座への振込による納付

※ 納付期限までに売払代金の納付が確認できない場合は、代金を納付する意思が無いものと見なします。そのため、売払代金の残金の納付後は速やかに領収書の写しを宝塚市へ提出してください。

5. 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法については、SBペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

第4 公有財産売却の財産の権利移転及び引き渡しについて

宝塚市は、落札後、落札者と契約を交わします。(ただし、宝塚市契約規則の規定により契約書の作成を省略する場合があります。)

契約の際には宝塚市より契約書を2通送付します。落札者は送付された契約書に必要事項を記入・押印のうえ、市町村が発行する身分証明書(落札者が個人の場合のみ)と併せて宝塚市に直接持参又は郵送してください。

自動車・物品は、売払代金の残金納付確認後、売払代金納付時の現状のままで、宝塚市が指定する場所において直接引渡します。指定場所まで来られない場合は、落札者負担で対応してください。

1. 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

2. 自動車の登録手続きについて

(1) 落札者は、その責任において購入物件の登録等手続きを行ってください。「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んでいただくことが必要です。

(2) 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはできません。

3. 注意事項

落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など宝塚市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

なお、落札代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。

4. 引き渡し及び自動車等の登録に伴う費用について

権利移転に伴う費用(自動車検査登録印紙および自動車審査証紙、自動車税環境性能割など)は落札者の負担となります。

ア. 移転登録などの手数料として自動車検査登録印紙および自動車審査証紙が必要です。

イ. 自動車税環境性能割及び自動車税は落札者が自ら申告、納税してください。

第5 注意事項

1. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は、公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合

イ 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合

エ 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は、公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 入札の受付が開始されない場合

イ 入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は、公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合

イ くじ(自動抽選)が必要な場合で、くじ(自動抽選)が適正に行えない場合

2. 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分(売却財産の出品区分)の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。この場合、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合は、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。この場合、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合は、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

3. 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者及び入札者など(以下「入札者など」という)に損害が発生した場合

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、宝塚市は、損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、宝塚市は、損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (3) 入札者などの使用する機器及び公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込み又は入札に参加できない事態が生じた場合においても、宝塚市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。
- (4) 公有財産売却に参加したことにより、入札者などが使用する機器及びネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、宝塚市は、損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義(法人の場合は当該法人代表者名義)のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、宝塚市は、それに起因して入札者などに生じた損害について、損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (6) 公有財産売却の参加者などの発信若しくは受信するデータが不正アクセス及び改変を受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、宝塚市は、その被害の種類・程度にかかわらず、責任を負いません。
- (7) 公有財産売却の参加者などが、自身のログイン ID 及びパスワードなどを紛失若しくは、ログイン ID 及びパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、宝塚市は、その被害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

4. 公有財産売却の参加申し込み期間及び入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間及び入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5. リンクの制限など

宝塚市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、宝塚市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、宝塚市が公開している情報(文章、写真、図面など)について、宝塚市に無断で転載・転用することは一切できません。

6. システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

7. 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

8. インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

- (2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。

- (3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

9. 公有財産売却参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の売却物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

10. 宝塚市インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

宝塚市は必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には宝塚市は売却システム上に掲載することにより公表します。

改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申し込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

11. その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、宝塚市が掲載したものでない情報については、宝塚市インターネット公有財産売却に関する情報ではありません。

■インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

■クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者及びその代理人（以下、「参加者など」という）は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報をSBペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。